東三河地域　水循環再生に向けた取組　総括表

東三河地域の水循環の再生に向けた取組を整理すると下表のとおりとなります。

◎：主なテーマ区分
○：副次的なテーマ区分

機能	テーマ	小区分	番号	取組名	対象地域	取組内容	実施主体						テーマ区分			
							県民	民間団体	企業	国	県等	市町村	森	郷	まち	川・海
1きれいな水	1森づくり	非特定汚染源対策	1-1	森林の整備・保全	全域	・森林には、多面的機能があり、水質浄化にも寄与することから、森林の整備・保全を推進する。 ○具体的な取組は、2豊かな水−森林の整備・保全に記載。		○		○	○	○	◎			
	2郷づくり	生活排水対策	1-2	農業集落排水施設の整備（農業集落排水事業費補助金を含む）	全域	・農村生活環境の改善並びに公共用水域等の水質保全のため、農業集落排水施設の整備及び適正な維持管理を推進する。						○		◎	○	○
			1-3	農業ｾﾞﾛｴﾐｯｼｮﾝ推進事業(1) 〈集落排水汚泥等有機物資源利用促進事業〉	農業集落排水実施(予定含む)市町村	・農業集落排水汚泥の循環利用を促進するため、地域別の循環構想を構築する。					○			◎		○
		非特定汚染源対策	1-4	環境保全型農業推進事業	全域	・環境にやさしい農業を普及させるための試験研究や調査を実施する。 ・環境にやさしい農業に取り組む農家の活動を支援する。					○	○		◎		○
			1-5	ｴｺﾌｧｰﾏｰの認定推進	全域	・河川や海、地下等に流亡する農薬や肥料を減らすため、減農薬、減化学肥料栽培など環境にやさしい農業に取り組むｴｺﾌｧｰﾏｰの認定の推進。					○	○		◎		○
			1-6	農産物環境安全推進ﾏﾆｭｱﾙの導入	全域	・農業生産に伴う環境負荷の軽減、農産物の安全性確保のため、生産者の行動指針となるﾏﾆｭｱﾙの策定・導入推進。		○			○	○		◎		○
			1-7	畜産ﾊﾞｲｵﾏｽの利活用	東三河農林水産事務所管内全域	・愛知県の実情に即した、地域で実際に適用可能な家畜排せつ物の新たな利活用ｼｽﾃﾑを調査、検討。					○			◎		○
			1-8	豊橋市ﾊﾞｲｵﾏｽﾀｳﾝ構想の策定・推進	豊橋市	・ITとﾊﾞｲｵﾏｽを活用した持続的で新しい農業経営の展開による農業従事者の確保と地域経済の活性化を図ることを目的としたﾊﾞｲｵﾏｽﾀｳﾝ構想を策定し、推進する。						○		◎		○

機能	テーマ	小区分	番号	取組名	対象地域	取組内容	実施主体						テーマ区分			
							県民	民間団体	企業	国	県等	市町村	森	郷	まち	川・海
1きれいな水	2郷づくり	非特定汚染源対策	1-9	田原市ﾊﾞｲｵﾏｽﾀｳﾝ構想の策定・推進	田原市	・家畜排せつ物の適正処理及び有効利用の推進を通じて、河川の水質汚染防止、土壌の地力回復、悪臭防止等、地域の生活環境を保全するとともに、ﾊﾞｲｵﾏｽｴﾈﾙｷﾞｰとしての利用を図り、積極的なCO2抑制に資する。						○		◎		○
			1-10	環境保全型農業直接支援対策	全域	・地球温暖化防止、生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者等に対し、支援する。		○			○	○	○	◎		○
		清掃活動等	1-11	農地・水・環境保全向上対策 〈共同活動支援交付金〉	全域	・農地、用排水路等農業用施設及び地域環境の保全向上に資する共同活動を支援する。	○	○			○	○		◎		
		その他	1-12	農業用用排水施設の整備	全域	・農業用水の水質汚濁、ｺﾞﾐの投棄や汚濁の滞留による排水機能低下、水路周辺の生活環境の悪化を防止するため、農業用用排水施設の新設、改修。				○	○	○		◎		
	3まちづくり	生活排水対策	1-13	下水道の整備	〈流域下水道事業〉 豊川流域下水道 〈公共下水道事業〉 豊橋市始め5市1町	・生活環境の改善、公共用水域の水質保全のため下水道整備及び適正な維持管理を推進する。					○	○			◎	○
		産業排水対策	1-14	公害防止協定	全域	・大気・水質汚染物質等の排出量が大きい工場に対し、関係市町村が協定を締結。 ・法令値の上乗せや規制項目の横だしなど協定値の設定、監視・測定体制の整備等。			○			○			◎	○
		非特定汚染源対策	1-15	地域の清掃活動	全域	・市街地などでは、道路や屋根、広場等の堆積物が降雨時の雨水流出に伴って、河川や水路などに流出し、川や海の汚れにつながることから、地域において、清掃活動を実施し、降雨時の汚濁負荷の低減を図る。	○					○			◎	
		有害物質削減対策	1-16	規制・指導	東三河地域の事業場	・立入、行政検査等による排水基準遵守指導。					○	○			◎	○
			1-17	排水基準の遵守	全域	・ごみ処理施設からの処理水の排水基準の遵守。						○			◎	○

機能	テーマ	小区分	番号	取組名	対象地域	取組内容	実施主体						テーマ区分			
							県民	民間団体	企業	国	県等	市町村	森	郷	まち	川・海
1きれいな水	3まちづくり	有害物質削減対策	1-18	公害防止協定(再掲)	全域	・大気・水質汚染物質等の排出量が大きい工場に対し、関係市町村が協定を締結。 ・法令値の上乗せや規制項目の横だしなど協定値の設定、監視・測定体制の整備等。			○			○			◎	○
		その他	1-19	汐川水質改善行動計画の実施	汐川流域	・「たはらｴｺ･ｶﾞｰﾃﾞﾝｼﾃｨ推進計画」で課題としてあげられている「汐川、三河湾の水質汚濁」を改善するため、平成18年3月に策定した行動計画に基づき効果的な対策を講ずる。	○		○			○		○	◎	○
	4川・里海づくり	生活排水対策	1-20	合併処理浄化槽の設置	全域	・既設の単独処理浄化槽について、地域の実情に応じ、合併処理浄化槽への転換の促進を図る。 ・併せて窒素・ﾘﾝが削減できる高度処理型の浄化槽の普及を推進する。	○				○	○			○	◎
			1-21	高度処理施設の導入	<流域下水道事業> 豊川流域下水道 <公共下水道事業> 豊橋市、蒲郡市、田原市、東栄町	・公共用水域の水質保全のため高度処理施設の整備を促進する。					○	○			○	◎
			1-22	ｺﾐｭﾆﾃｨ･ﾌﾟﾗﾝﾄの整備	豊橋市、田原市	・ｺﾐｭﾆﾃｨ･ﾌﾟﾗﾝﾄの整備及び適正な維持管理を推進する。						○			○	◎
			1-23	合流式下水道の改善	<公共下水道事業> 豊橋市	・合流式下水道の改善のため、吐き口対策ｽｸﾘｰﾝ、遮集管、雨水貯留施設等の設置を行う。						○			○	◎
			1-24	生活排水対策の普及啓発	全域	・生活排水対策の重要性を啓発し、県民意識の高揚を図り、生活排水対策実践活動の普及・定着を促進する。					○	○			○	◎
		産業排水対策	1-25	工場・事業場排水規制	県内の特定事業場等	・水質汚濁防止法に基づき、工場事業場の濃度規制、総量規制及び指導を実施する。 ・ｺﾞﾙﾌ場における農薬の適正な利用について、適正な維持管理を指導する。					○	○			○	◎
			1-26	環境対策資金融資	全域	・公害を防止し、良好な生活環境の保全を図るため、中小企業者が行う水質汚濁防止等の施設の設置等に対して必要な資金を融資する。					○				○	◎

機能	テーマ	小区分	番号	取組名	対象地域	取組内容	実施主体						テーマ区分			
							県民	民間団体	企業	国	県等	市町村	森	郷	まち	川・海
1きれいな水	4川・里海づくり	非特定汚染源対策	1-27	家畜排せつ物の利用促進	全域	・畜産環境保全巡回指導、たい肥利用研修会等を実施。					○	○		○		◎
			1-28	家畜排せつ物処理高度化支援	全域	・家畜排せつ物処理高度化施設等の整備に対する助成。					○			○		◎
			1-29	家畜排せつ物適正処理対策	田原市	・家畜排せつ物処理施設の改修・増設に対し、補助する。						○		○		◎
			1-30	家畜排せつ物適正処理指導	全域	・家畜排せつ物法に基づく立入検査、水質検査等を実施。					○			○		◎
		直接浄化対策	1-31	干潟・浅場造成事業	三河湾	・漁場生産力の回復、水質浄化機能の向上を図るため、干潟浅場を造成する。					○					◎
			1-32	漁場環境調査試験	三河湾	・水質浄化や生態系回復に有効な干潟、浅場等の造成技術を開発する。 ・底生生物に被害を及ぼす貧酸素水塊の動向を把握する。 ・有用生物の大量へい死要因等を解明する。					○					◎
			1-33	自然再生事業	豊川	・ヨシ原・砂州を再生し、河川の生物環境の回復を図る。				○						◎
			1-34	浚渫土を活用した環境配慮事業の検討	三河湾	・干潟・浅場の造成材として、シルト質の浚渫土に砂質系のリサイクル材を混合した材料を活用するための技術検討を行う。				○						◎
			1-35	里海再生モデル事業 〈干潟の耕うん・観察〉	三河湾	・県民参加により、干潟の耕耘を実施し、その効果や課題を把握する。また、水質浄化など、干潟の役割を学ぶ観察会も併せて実施し、干潟の重要性を広く啓発する。	○	○			○	○				◎

機能	テーマ	小区分	番号	取組名	対象地域	取組内容	実施主体						テーマ区分			
							県民	民間団体	企業	国	県等	市町村	森	郷	まち	川・海
1きれいな水	4川・里海づくり	直接浄化対策	1-36	海域環境創造事業	三河湾	・覆砂を行うことにより、汚染泥からの栄養塩の溶出を封じ込める。					○					◎
			1-37	浚渫窪地の修復	三河湾	・三河湾に点在する浚渫窪地等を埋め戻して修復を図り、貧酸素水塊の発生を抑える。 ・埋め戻しには、三河港内で発生する浚渫土砂を活用する。 ・砂質系浚渫土による覆砂を行う。					○					◎
			1-38	浚渫土を活用した環境配慮事業の検討(再掲)	三河湾	・干潟・浅場の造成材として、シルト質の浚渫土に砂質系のﾘｻｲｸﾙ材を混合した材料を活用するための技術検討を行う。				○						◎
		水質等の調査	1-39	河川等公共用水域水質監視	県内の環境基準点等	・公共用水域及び地下水の水質常時監視を実施する。				○	○	○				◎
			1-40	海域水質監視	伊勢湾、三河湾	・海域の水質監視を実施する。					○	○				◎
			1-41	漁場環境保全対策 <漁場環境監視事業、赤潮・貝毒被害防止対策>	伊勢湾、三河湾	・漁場環境の実態調査を行う。 ・赤潮・苦潮の監視による漁場被害を防止する。 ・貝類の安全確保対策を実施する。					○					◎
			1-42	河川水辺の国勢調査	豊川始め	・5年に1回河川水辺の国勢調査を実施する。				○	○					◎
			1-43	水循環再生指標ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ	全域	・住民と行政が連携・協働し、森から海まで流域全体を視野に入れた水環境に関するﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞを実施する。	○	○	○	○	○	○				◎
			1-44	水生生物調査	全域	・水生生物を指標とした水質調査の実施と調査への支援。				○	○	○				◎

機能	テーマ	小区分	番号	取組名	対象地域	取組内容	実施主体						テーマ区分			
							県民	民間団体	企業	国	県等	市町村	森	郷	まち	川・海
1きれいな水	4川・里海づくり	清掃活動等	1-45	河川の清掃・除草(1)	東三河地域の河川	・河川における地域住民による自主的な清掃活動等に対する報奨制度。 ・河川の草刈作業の一部を、地元住民団体等に委託。 ・河川管理者が草刈りを実施。	○	○			○	○			○	◎
			1-46	河川・海岸の清掃・除草(2)	朝倉川、梅田川、赤羽根海岸等	・河川や海岸の清掃活動を実施する。 (ｲﾍﾞﾝﾄ例) ・朝倉川530大会 ・梅田川ふれあいｸﾘｰﾝ作戦 ・蒲郡530運動 ・しんしろｸﾘｰﾝﾌｪｽﾀ ・530運動「ｸﾘｰﾝｱｯﾌﾟしたら」 ・ｻｰﾌｨﾝ世界大会ﾋﾞｰﾁｸﾘｰﾝ活動 ・汐川干潟ｸﾘｰﾝｱｯﾌﾟ大作戦 ・豊橋表浜海岸清掃	○	○	○			○				◎
			1-47	川と海のｸﾘｰﾝ大作戦	伊勢湾・三河湾を囲む河川及び海岸	・住民と行政が一体となり清掃活動を実施する。 ・「ｺﾞﾐを捨てない、捨てさせない」という意識の向上を図る。	○			○		○				◎
			1-48	海岸・港湾・漁港愛護活動報償費	沿岸地域	・海岸、港湾、漁港の市民清掃活動を支援する。	○	○			○					◎
			1-49	流木等処理負担金	沿岸市町	・台風等で海岸に漂着した流木等を処理する市町を支援する。					○	○				◎
			1-50	災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業	沿岸地域	・台風等で海岸保全施設に影響を与えるほど大規模に漂着した流木等について、海岸管理者が処理する。					○	○				◎
2豊かな水	1森づくり	森林の整備・保全	2-1	森林の整備	全域	・水源かん養等の機能が低下した森林等に対して本数調整伐、改植、下刈り等の森林整備を行う。					○		◎	○		
			2-2	造林事業	全域	・森林所有者が行う植栽、下刈、枝打、間伐等の森林整備に対して助成を実施する。					○		◎	○		
			2-3	森林整備の促進(1)	全域	・間伐や下草刈りなどの森林整備を行う。		○					◎			

機能	テーマ	小区分	番号	取組名	対象地域	取組内容	実施主体						テーマ区分			
							県民	民間団体	企業	国	県等	市町村	森	郷	まち	川・海
2豊かな水	1森づくり	森林の整備・保全	2-4	森林整備の促進(2)	豊橋市、豊川市、田原市、豊根村	・森林所有者等が実施する除間伐や植栽等の森林整備に対し補助する。		○				○	◎			
			2-5	間伐支援対策事業	設楽町	・愛知県が実施する間伐事業に嵩上げ補助を行う。		○				○	◎			
			2-6	県産材利用促進	全域	・県産材である三河材に対する意識の向上、利用の促進のため、住宅や公共施設での三河材を活用した木造、木質化を推進。					○		◎			
			2-7	間伐材利用促進(1)	全域	・間伐材の利用は間伐を促進し、森林の水源かん養機能を高める効果が期待されるため、継続的かつ多くの利用が見込まれる公共工事において間伐材の利用を促進。					○		◎			
			2-8	間伐材利用促進(2)	設楽(かがやきの森)	・間伐材の利用を通じて水の大切さ、水源林保全の大切さを訴えるとともに、上下流域の交流を図る。						○	◎			
			2-9	間伐材利用促進(3)	豊根村	・豊根村木ｻｲｸﾙｾﾝﾀｰが間伐材(原木)買取時に1本あたり50円上乗せする。						○	◎			
			2-10	水源地域の森林整備	豊川水源地域	・(財)豊川水源基金の水源林対策事業に対し負担金を支出し、県と流域市町村が一体となって水源地域の森林整備及び作業路新設への助成を行う。					○	○	◎			○
			2-11	計画的な森林整備の支援	全域	・森林所有者等による施業の集約化に必要な情報収集活動や施業の実施に不可欠な地域活動を支援。 ・民有林の森林施業上の指針、森林・林業に関する諸施策の実行上の基準を示す地域森林計画を樹					○	○	◎	○		
			2-12	里山づくり事業	豊橋市	・里山の下草刈りを行う。 ・里山を活用した観察会や交流会を行う。		○					◎			

機能	テーマ	小区分	番号	取組名	対象地域	取組内容	実施主体						テーマ区分			
							県民	民間団体	企業	国	県等	市町村	森	郷	まち	川・海
2豊かな水	1森づくり	森林の整備・保全	2-13	水源地域交流事業	蒲郡市、新城市、設楽町	・下流域である蒲郡市民と上流域の新城市民(鳳来地区)、設楽町民が相互に訪問して、相互の環境・文化等を理解するための交流を行う。						○	◎			
			2-14	分収育林管理	蒲郡市、設楽町	・水源林の保全・かん養に「分収育林」という形でお手伝いする。 ・上・下流地域の交流を通じて相互の理解を深め、水の大切さの理解を深める。						○	◎			
	2郷づくり	農地の保全・管理	2-15	地産地消の促進(1)	全域	・産地情報の発信など、いいともあいちﾈｯﾄﾜｰｸの拡大。					○			◎	○	
			2-16	地産地消の促進(2)	田原市	・旬産旬時・地産地消の「食」を積極的にPRすることなど、農業資源を観光振興のために活用を図る。						○		◎		
			2-17	農地有効活用ｼｽﾃﾑの構築(1)	全域	・農地の出し手と受け手の利用調整を一体化し、効果的、効率的な農地の流動化と耕作放棄地の解消を行うｼｽﾃﾑ構築を推進。					○			◎		
			2-18	農地有効活用ｼｽﾃﾑの構築(2)	田原市	・遊休農地を買い上げ、担い手に対して売り渡しを実施する。 ・美しい景観形成及び遊休農地解消のため、菜の花ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ事業を支援する。						○		◎		
			2-19	農業の生産基盤の整備	全域	・農業の生産性の向上を図るため、生産・出荷用の機械、施設等の整備等を行う。 ・また、ほ場の大区画化、農道の整備、用水路の整備等を推進する。					○	○		◎		
			2-20	農地・水・環境保全向上対策(再掲) 〈共同活動支援交付金〉	全域	・農地、用排水路等農業用施設及び地域環境の保全向上に資する共同活動を支援する。	○	○			○	○		◎		
			2-21	中山間地域等直接支払制度の実施	東三河の中山間地域	・中山間地域等で耕作放棄の発生の防止等に取り組む農業者等を対象に支援。		○			○	○		◎		

機能	テーマ	小区分	番号	取組名	対象地域	取組内容	実施主体						テーマ区分			
							県民	民間団体	企業	国	県等	市町村	森	郷	まち	川・海
2豊かな水	2郷づくり	ため池の保全	2-22	農業水利施設の環境整備	全域	・生態系、景観に配慮した農業水利施設、ため池、水路の整備。					○	○		◎		
			2-23	ため池の保全	ため池を有する市町村	・「愛知県ため池保全構想」に基づき、ため池保全計画を策定し、ため池の保全を推進する。						○		◎		○
		水資源の効率的利用	2-24	農業用水の効率的利用	豊川用水	・農業用水の効率的利用を図るため、水管理改良施設の設置の推進。					○			◎		
	3まちづくり	雨水貯留浸透施設、透水性舗装等の推進	2-25	透水性舗装の推進	東三河地域の対象地域	・歩道の舗装を、以下のいずれかに該当する場合、透水性舗装を標準とする。 ○市街地を形成している地域又は市街地を形成する見込みの高い地域 ○官公庁施設、福祉施設等の周辺道路で高齢者、身体障害者等に配慮する必要がある場合					○	○			◎	
			2-26	調整池の設置	全域	・土地区画整理事業の施行にあたり、「土地区画整理事業における調整池設置基準について」等に従い算出された必要容量の調整池を土地区画整理事業区域内に設置。		○				○			◎	
			2-27	雨水貯留浸透施設設置補助事業	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市	・地域住民が行う雨水貯留浸透施設(浄化槽転用貯留槽、雨水貯留浸透施設、雨水浸透ます、雨水浸透管・側溝、透水性舗装など)の設置を補助する。	○					○			◎	○
			2-28	都市水環境整備下水道事業	豊川市	・公共下水道の整備に併せて、雨水の貯留浸透機能を有する浸透地下ﾄﾚﾝﾁと浸透ますを設置し、雨水の流出抑制、地下水のかん養を図る。						○			◎	○
		緑化の推進	2-29	道路の植栽	全域	・歩道、中央分離帯等の道路緑化を実施。				○	○	○			◎	

機能	テーマ	小区分	番号	取組名	対象地域	取組内容	実施主体						テーマ区分			
							県民	民間団体	企業	国	県等	市町村	森	郷	まち	川・海
2豊かな水	3まちづくり	緑化の推進	2-30	土地区画整理事業区域内の植栽	全域	・土地区画整理事業区域内において、街区公園、近隣公園、地区公園及び保全緑地等の具体的な配置計画を立て、地区の緑のﾈｯﾄﾜｰｸを創出。		○				○			◎	
			2-31	都市の緑の保全	全域	・都市の緑の保全の推進。					○	○			◎	
			2-32	都市公園の整備による緑の確保	県営都市公園整備:東三河ふるさと公園 県費補助:東三河地域の都市計画地域内の各市町村	・県営都市公園の整備、県費補助等による市町村の都市公園整備の支援。					○	○			◎	
			2-33	緑化の推進	豊川市	・公園等の公共施設の緑化を推進する。						○			◎	
			2-34	民有地緑化の推進	都市緑化基金を設置している市町村	・愛知県都市緑化基金により、市町村が実施する民有地緑化の助成制度を支援。					○	○			◎	
			2-35	緑化活動	朝倉川	・朝倉川で植樹及びﾒﾝﾃﾅﾝｽを行う。		○							◎	
			2-36	木ﾄﾋﾟｱ開催	新城市	・身近に「木」を感じてもらうｲﾍﾞﾝﾄの中で、緑化木の配布を行う。						○	○		◎	
			2-37	あいち森と緑づくり事業の内 都市緑化推進事業	全域	・市街化区域等の民有樹林地の市町村有地化及び緑地整備 ・民有地の敷地及び屋上、壁面等の緑化 ・公共施設の沿道等の街路樹の植え替え等 ・県民参加の都市緑化活動		○				○			◎	
		湧水等の保全	2-38	湧水等の利用促進	全域	・湧水や地下構造物等へ浸み出る漏洩水等の有効利用を促進するため、湧水等利用ｶﾞｲﾄﾞﾌﾞｯｸを作成。					○				◎	

機能	テーマ	小区分	番号	取組名	対象地域	取組内容	実施主体						テーマ区分			
							県民	民間団体	企業	国	県等	市町村	森	郷	まち	川・海
2豊かな水	3まちづくり	水資源の効率的利用	2-39	水道用水の効率的利用の促進・指導	全域	・老朽化した水道管の更新等による水道施設の漏水防止対策を促進指導。					○				◎	
			2-40	工業用水の効率的利用の啓発・指導	全域	・ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄを作成し、水利用の合理化を啓発指導。					○				◎	
			2-41	工業用水使用合理化の助成	全域	・工業用水を節約、再利用できる設備の設置に対し、特別利率の融資制度の設置。			○		○				◎	
			2-42	老朽管の更新・漏水調査	豊川市	・老朽化した水道管の更新を行う。 ・漏水調査を行う。						○			◎	
			2-43	井戸掘り事業助成金	蒲郡市	・井戸水の効率的利用の促進のため、公益的目的の井戸掘りに助成する。						○			◎	
		節水意識の高揚	2-44	節水に対する啓発活動(1)	全域	・渇水時に、節水に関する広報活動として、関係機関への節水協力依頼、ﾎﾟｽﾀｰ配布、ﾁﾗｼ配布、懸垂幕掲示、飛行機・駅街頭・ﾃﾚﾋﾞ・ﾗｼﾞｵ・ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞによる節水PR。					○	○			◎	○
			2-45	節水に対する啓発活動(2)	全域	・「水の週間(8月1日~7日)」を中心に普及啓発活動を行う。 ・水の作文ｺﾝｸｰﾙ、ﾎﾟｽﾀｰの掲示、ﾃﾚﾋﾞ・ﾗｼﾞｵ等による広報活動。					○	○			◎	
		下水処理水等の有効利用	2-46	下水処理水の再利用	東栄浄化ｾﾝﾀｰ、蒲郡市下水道浄化ｾﾝﾀｰ	・公園や緑地などへの散水、ﾄｲﾚ用水、せせらぎ用水等として利用。						○			◎	
		地下水の環境用水利用	2-47	地下水漏洩水等の有効利用	全域	・湧水や地下構造物等へ浸み出る漏洩水等の有効利用を促進するため、湧水等利用ｶﾞｲﾄﾞﾌﾞｯｸを作成。(再掲)					○				◎	

機能	テーマ	小区分	番号	取組名	対象地域	取組内容	実施主体						テーマ区分			
							県民	民間団体	企業	国	県等	市町村	森	郷	まち	川・海
2豊かな水	3まちづくり	雨水貯留による水資源の有効利用	2-48	浄化槽の転用等(雨水貯留浸透施設設置補助事業)	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市	・下水道の整備により不要になった浄化槽を雨水貯留用に改造したり、新たに雨水貯留槽を設置することにより、浸水対策だけではなく、ｶﾞｰﾃﾞﾆﾝｸﾞの散水や洗車として再利用。また、設置費の一部を補助。	○					○			◎	○
			2-49	雨水の有効利用	豊川市、新城市、田原市	・公共施設に雨水貯留施設を設置し、ﾄｲﾚや散水などに利用。						○			◎	
	4川・里海づくり	節水意識の高揚	2-50	渇水時の管理	豊川流域	・渇水時における河川環境の保全と取水の安定化等のため、水量水質監視を行うとともに、河川流水の総合的な運用による補給の調整等を行う。 ・異常な渇水時においては「豊川緊急渇水調整会議」を開催し、水利使用の調整が円滑に行われるよう、必要な情報の提供等に努める。				○						◎
		モニタリングの実施	2-51	水循環再生指標ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ(再掲)	全域	・住民と行政が連携・協働し、森から海まで流域全体を視野に入れた水環境に関するﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞを実施する。	○	○	○	○	○	○				◎
3多様な生態系	1森づくり	動植物の調査・保全	3-1	博物館事業	新城市	・さまざまな自然に対する興味や研究心をもつ機会を、あらゆる年代の人々に提供するため、鳳来寺山自然科学博物館友の会と連携し、野外観察会などを実施する。						○	◎	○	○	○
	2郷づくり	農業用水路、ため池等の保全	3-2	水環境整備事業	全域	・水路、ため池等の農業水利施設の整備、保全管理と合わせて、生態系や景観に配慮した水辺空間、快適な生活環境を整備する。					○	○		◎		
			3-3	農村自然環境整備事業	全域	・水路、ため池等の農業水利施設の整備、保全管理と合わせて、生態系や景観に配慮した水辺空間、快適な生活環境を整備する。					○	○		◎		
			3-4	農業水利施設の環境整備(再掲)	全域	・生態系、景観に配慮した農業水利施設、ため池、水路の整備。					○	○		◎		
		農業用水路、ため池等の保全	3-5	ため池の保全(再掲)	ため池を有する市町村	・「愛知県ため池保全構想」に基づき、ため池保全計画を策定し、ため池の保全を推進する。						○		◎		

機能	テーマ	小区分	番号	取組名	対象地域	取組内容	実施主体						テーマ区分			
							県民	民間団体	企業	国	県等	市町村	森	郷	まち	川・海
3多様な生態系	2郷づくり	湿地・湿原の保全	3-6	湿地・湿原の保全(1)	全域	希少な植物群落の保全のため、「湿地・湿原生態系保全の考え方」の普及を図る。					○			◎		
			3-7	湿地・湿原の保全(2)	葦毛湿原、長ノ山湿原	・巡視・下草刈りなど湿地・湿原の保全整備を行う。		○			○			◎		
	3まちづくり	動植物の調査・保全	3-8	自然公園等の適正な管理	自然公園等	・開発行為の規制を通じて、水域、湿地を含めて生態系を保全。					○		○	○	◎	○
	4川・里海づくり	多自然川づくり等の推進	3-9	多自然川づくり	豊川、音羽川始め	・河川全体の営みを視野に入れ地域の歴史文化との調和に配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する。				○	○	○				◎
			3-10	水辺林や植樹等(1)	朝倉川(豊橋市)始め	・河川の高水敷・河岸と堤内地を結ぶ空間に、水辺林を形成し、河川周辺を含めた生物の生息・生育環境の拡大と、豊かな自然景観を創出。 ・植樹を地域の人々の参加を得て行うことにより、河川と地域との関係の再構築(「水辺の緑の回廊整備」)。					○					◎
			3-11	憩いの水辺環境整備事業	豊橋市	・水辺ﾘﾌﾚｯｼｭ事業:「川とのふれあい」をﾃｰﾏとした親水施設の整備 ・花と緑の水辺づくり事業:「うるおい」「ふれあい」をﾃｰﾏとした樹木・草花の植栽 ・ふるさとせせらぎ川づくり事業:「自然豊かな川づくり」をﾃｰﾏに多自然型の河川整備						○			○	◎
			3-12	水と緑の豊かな渓流砂防事業	山間部の渓流	・個々の渓流の自然的、社会的条件を勘案し、自然環境や生態系の保全に配慮した砂防事業を実施する。					○					◎
		自然海岸、干潟、浅場等の保全・再生	3-13	干潟・浅場造成事業(再掲)	三河湾	・漁場生産力の回復、水質浄化機能の向上を図るため、干潟浅場を造成する。					○					◎
			3-14	漁場環境調査試験(再掲)	三河湾	・水質浄化や生態系回復に有効な干潟、浅場等の造成技術を開発する。 ・底生生物に被害を及ぼす貧酸素水塊の動向を把握する。 ・有用生物の大量へい死要因等を解明する。					○					◎

機能	テーマ	小区分	番号	取組名	対象地域	取組内容	実施主体						テーマ区分			
							県民	民間団体	企業	国	県等	市町村	森	郷	まち	川・海
3多様な生態系	4川・里海づくり	自然海岸、干潟、浅場等の保全・再生	3-15	海岸環境整備事業(1)	伊良湖港海岸、渥美海岸(田原市)	・砂浜の保全・再生を図るため離岸堤、突堤の整備や養浜を行う。					○					◎
			3-16	自然再生事業(再掲)	豊川	・ﾖｼ原・砂州を再生し、河川の生物環境の回復を図る。				○						◎
			3-17	栽培漁業の推進	全域	・魚類や貝類などの水産資源を回復し、持続的な漁業生産を図るため、計画的な種苗放流の実施。					○					◎
			3-18	沿岸域生態系の保全	東三河地域の沿岸域	・日本有数のｼｷﾞ・ﾁﾄﾞﾘの渡来地となっいてる沿岸域の保全のため「沿岸域生態系保全の考え方」の普及を図る。					○					◎
			3-19	生態系の保全	豊川河口部	・平成11年より豊川河口部をｱｻﾘ禁漁区に位置づけ、ｱｻﾘ稚貝が発生し、漁業者から採捕が申請された場合、特別採捕を許可している。					○					◎
			3-20	稚貝・稚魚の放流	田原市	・あさり・あわび・ｸﾛﾀﾞｲ・ｸﾙﾏｴﾋﾞ・ﾅﾏｺ・ｶﾞｻﾞﾐ等の稚貝や稚魚を放流し、三河湾内の水産資源の確保を図る。						○				◎
			3-21	浚渫土を活用した環境配慮事業の検討(再掲)	三河湾	・干潟・浅場の造成材として、ｼﾙﾄ質の浚渫土に砂質系のﾘｻｲｸﾙ材を混合した材料を活用するための技術検討を行う。				○						◎
			3-22	里海再生ﾓﾃﾞﾙ事業(再掲)<干潟の耕うん・観察>	三河湾	・県民参加により、干潟の耕耘を実施し、その効果や課題を把握する。また、水質浄化など、干潟の役割を学ぶ観察会も併せて実施し、干潟の重要性を広く啓発する。	○	○			○	○				◎
		エコトーンの整備等	3-23	多自然川づくり(再掲)	豊川、音羽川始め	・河川全体の営みを視野に入れ地域の歴史文化との調和に配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する。				○	○	○			○	◎

機能	テーマ	小区分	番号	取組名	対象地域	取組内容	実施主体						テーマ区分			
							県民	民間団体	企業	国	県等	市町村	森	郷	まち	川・海
3多様な生態系	4川・里海づくり	エコトーンの整備等	3-24	ﾋﾞｵﾄｰﾌﾟ創出事業	朝倉川	・水中の生物の生息環境に重要な役割を果たし、水辺の原風景であるｴｺﾄｰﾝ(水生植物移行帯)の整備。		○								◎
		清掃活動等	3-25	清掃活動等(再掲)	東三河地域	○具体的な取組は、1きれいな水-清掃活動等に記載。	○	○		○	○	○				◎
		動植物の調査・保全	3-26	水循環再生指標ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ(再掲)	全域	・住民と行政が連携・協働し、森から海まで流域全体を視野に入れた水環境に関するﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞを実施する。	○	○	○	○	○	○				◎
			3-27	水生生物調査(再掲)	全域	・水生生物を指標とした水質調査の実施と調査への支援。				○	○	○				◎
			3-28	河川水辺の国勢調査(再掲)	豊川始め	・5年に1回河川水辺の国勢調査を実施する。				○	○					◎
			3-29	ｻｰﾌｨﾝ世界大会交流会	田原市	・ｻｰﾌｧｰ、釣り人、ｱｶｳﾐｶﾞﾒ等が共存する「自然の豊かさ」や「環境保全の重要性」を再確認するとともに「子ｶﾞﾒの放流会」を実施する。						○				◎
			3-30	課外事業活動	音羽川	・課外事業活動の一環として、河川に生息する生物観察を行い水の汚染状況を調査する。						○				◎
			3-31	ﾎﾀﾙの調査・観察	朝倉川	・豊橋の環境改善の象徴として、市街地を流れ多くの市民に親しまれている朝倉川に、環境の指標生物であり人々の郷愁をさそうﾎﾀﾙがかつてのように自生する状態を実現することを目指し、市民・企業・行政の三者のﾊﾟｰﾄﾅｰｼｯﾌﾟにより河川の再生と地域環境改善を図るための具体的活動を行う。		○								◎
		生態系ネットワークの形成	3-32	生態系ﾈｯﾄﾜｰｸ形成検討調査	全域	・生物の生息・生育空間の配置やつながりについて、現状を把握するとともに課題と取組み方法を検討。					○		○	○	○	◎

機能	テーマ	小区分	番号	取組名	対象地域	取組内容	実施主体						テーマ区分			
							県民	民間団体	企業	国	県等	市町村	森	郷	まち	川・海
3多様な生態系	4川・里海づくり	生態系ネットワークの形成	3-33	生態系ﾈｯﾄﾜｰｸ形成指針の作成	全域	・公共事業における生態系ﾈｯﾄﾜｰｸ形成への配慮事項をまとめた形成指針を作成。					○		○	○	○	◎
4ふれあう水辺	1森づくり	－														
	2郷づくり	身近な水辺の親水性の向上	4-1	農業水利施設の環境整備(再掲)	全域	・生態系、景観に配慮した農業水利施設、ため池、水路の整備。					○	○		◎		
			4-2	水環境整備事業(再掲)	全域	・水路、ため池等の農業水利施設の整備、保全管理と合わせて、生態系や景観に配慮した水辺空間、快適な生活環境を整備する。					○	○		◎		
			4-3	農村自然環境整備事業(再掲)	全域	・水路、ため池等の農業水利施設の整備、保全管理と合わせて、生態系や景観に配慮した水辺空間、快適な生活環境を整備する。					○	○		◎		
	3まちづくり	身近な水辺の親水性の向上	4-4	まちづくりと一体化した整備 <水辺ｽﾎﾟｯﾄ整備事業>	菅沼川始め	・国の「水辺ﾌﾟﾗｻﾞ整備事業」の条件を満たさない市町村の水辺の交流拠点整備を支援。					○				◎	
	4川・里海づくり	身近な水辺の親水性の向上	4-5	子どもの水辺活動支援	設楽町(津具地区)始め	・「水辺協議会」を設置し、子どもたちが活動する場としてふさわしい活動場所(水辺)の選定・登録し、子どもたちをはじめとする地域住民等の水辺における活動を支援する。					○	○				◎
			4-6	河川利用推進事業	豊川	・環境学習や癒しの場として周辺地域と一体となって親水や舟運等の河川利用の推進を図る。				○		○				◎
			4-7	憩いの水辺環境整備事業(再掲)	豊橋市	・水辺ﾘﾌﾚｯｼｭ事業:「川とのふれあい」をﾃｰﾏとした親水施設の整備 ・花と緑の水辺づくり事業:「うるおい」「ふれあい」をﾃｰﾏとした樹木・草花の植栽 ・ふるさとせせらぎ川づくり事業:「自然豊かな川づくり」をﾃｰﾏに多自然型の河川整備						○			○	◎

機能	テーマ	小区分	番号	取組名	対象地域	取組内容	実施主体						テーマ区分			
							県民	民間団体	企業	国	県等	市町村	森	郷	まち	川・海
4ふれあう水辺	4川・里海づくり	身近な水辺の親水性の向上	4-8	港湾環境整備事業	大塚地区、御津地区	・緑地の整備を行い、憩いの場の創出を図る。					○					◎
			4-9	海岸環境整備事業(2)	渥美海岸(田原市)	・安全で人々が快適に利用できる海岸を創出するよう緩傾斜護岸、植栽、ﾄｲﾚ等を整備する。					○					◎
		水辺景観の保全	4-10	多自然川づくり(再掲)	豊川、音羽川始め	・河川全体の営みを視野に入れ地域の歴史文化との調和に配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する。				○	○	○				◎
			4-11	干潟・浅場造成事業(再掲)	三河湾	・漁場生産力の回復、水質浄化機能の向上を図るため、干潟浅場を造成する。					○					◎
			4-12	漁場環境調査試験(再掲)	三河湾	・水質浄化や生態系回復に有効な干潟、浅場等の造成技術を開発する。 ・底生生物に被害を及ぼす貧酸素水塊の動向を把握する。 ・有用生物の大量へい死要因等を解明する。					○					◎
			4-13	海岸環境整備事業(1)(再掲)	伊良湖港海岸、渥美海岸(田原市)	・砂浜の保全・再生を図るため離岸堤、突堤の整備や養浜を行う。					○					◎
			4-14	浚渫土を活用した環境配慮事業の検討(再掲)	三河湾	・干潟・浅場の造成材として、ｼﾙﾄ質の浚渫土に砂質系のﾘｻｲｸﾙ材を混合した材料を活用するための技術検討を行う。				○						◎
		清掃活動等	4-15	清掃活動等(再掲)	東三河地域	○具体的な取組は、1きれいな水-清掃活動等に記載。	○	○		○	○	○				◎
		モニタリングの実施(再掲)	4-16	水循環再生指標ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ(再掲)	全域	・住民と行政が連携・協働し、森から海まで流域全体を視野に入れた水環境に関するﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞを実施する。	○	○	○	○	○	○				◎

機能	テーマ	小区分	番号	取組名	対象地域	取組内容	実施主体						テーマ区分			
							県民	民間団体	企業	国	県等	市町村	森	郷	まち	川・海
5取組活性化	1森づくり	啓発	5-1	学校における環境教育(3)	全域	・総合学習の時間等を活用した、小中学校等における森林環境学習の実施。					○		◎		○	
		活動支援	5-2	あいち森と緑づくり事業の内環境活動・学習推進事業	全域	市町村やNPO、ボランティア団体等が行う自発的な森と緑の保全活動や環境学習を公募し、事業実施に必要な経費を支援する制度。		○			○	○	◎			
	2郷づくり	啓発	5-3	体験学習の場の提供(1)	全域	・要望のあった小中学校等に農林水産試験研究機関の研究員や先進的な農林水産業者を派遣し、講演や実習等の「出前講座」を実施。					○			◎		
			5-4	自然観察会	全域	・自然観察会を開催する。		○						◎		
			5-5	農業に関する出前講座	豊橋市	・豊橋の農業の現状と地産地消などについて説明する出前講座を実施する。						○		◎		
			5-6	農業体験講座「みんなでお米をつくっちゃおう」	豊橋市	・地元の農業・農産物への興味、理解を深め、食べ物を大切にする気持ちを育て、生産者と消費者のｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝを図ることを目的として、農業体験講座を実施する。		○	○			○		◎		
		活動支援	5-7	農業講座の実施(農の伝道師)	豊橋市	・農業後継者不足が深刻化する中、将来の担い手を確保・育成するため好奇心旺盛な小学生を対象に農業講座を実施。						○		◎		
	3まちづくり	啓発	5-8	下水道出前講座の実施	全域	・下水道の環境への役割を理解してもらうため、小学生を対象に「下水道出前講座」を実施する。					○	○			◎	○
			5-9	学校における環境教育(1)	全域	・飼育・栽培・実験・観察・見学・探検等の体験活動を取り入れ、暮らしを見つめ直す環境活動の推進。					○	○	○	○	◎	○

機能	テーマ	小区分	番号	取組名	対象地域	取組内容	実施主体						テーマ区分			
							県民	民間団体	企業	国	県等	市町村	森	郷	まち	川・海
5取組活性化	3まちづくり	啓発	5-10	学校における環境教育(2)	全域	・環境に配慮した行動の取れる人材育成のため、全小学校4年生(名古屋市を除く)に、環境副読本を配布。					○		○	○	◎	○
			5-11	下水道のPR	全域	・広報や冊子等による啓発 ・ｲﾍﾞﾝﾄ等での下水道のPR ・下水道施設の見学会を実施					○	○			◎	○
			5-12	下水道ﾌｪｱの実施	流域下水道浄化ｾﾝﾀｰ	・下水道の仕組みや水環境への役割をPRするため下水道ﾌｪｱを実施。					○	○			◎	○
			5-13	下水道への接続のPR	全域	・工事説明会、受益者負担金説明会、各戸回覧、郵送、個別訪問等による下水道接続のお願い。						○			◎	
		活動支援	5-14	交流会の開催	全域	・県内こどもｴｺｸﾗﾌﾞの地域交流会を開催。					○				◎	
			5-15	環境学習推進協議会の設置	全域	・県民・事業者・NPO・行政からなる環境学習推進協議会を設置し、環境学習ﾈｯﾄﾜｰｸ、環境学習ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑの作成、拠点機能等の企画立案、進捗等の評価。 ・環境学習ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑを開発し、広く普及を図ることにより環境学習の推進。					○				◎	
			5-16	環境指導者等の育成(1)	全域	・地域や学校における食育推進や体験活動を支援するため、指導者やﾎﾞﾗﾝﾃｨｱを育成。					○		○	○	◎	○
			5-17	環境指導者等の育成(2)	全域	(あいちｴｺｶﾚｯｼﾞﾈｯﾄ) ・環境学習に役立つｲﾍﾞﾝﾄ、施設等の情報などの提供、環境学習指導者養成講座(ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ講座とﾌｨｰﾙﾄﾞ研修を組み合わせた講座)の実施。					○				◎	
			5-18	学習ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑの作成	全域	・家庭、地域、学校、企業等における環境学習の取組を推進するため、環境学習ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑの作り方等をまとめた「あいち環境学習ﾊﾝﾄﾞﾌﾞｯｸⅡ」を作成。					○				◎	

機能	テーマ	小区分	番号	取組名	対象地域	取組内容	実施主体						テーマ区分			
							県民	民間団体	企業	国	県等	市町村	森	郷	まち	川・海
5取組活性化	3まちづくり	水情報の発信	5-19	県営水道情報の提供	全域	・ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞにより県営水道の施設概要、水源状況(ﾀﾞﾑ貯水量)、節水状況、水質検査結果の公開。					○				◎	○
		活動支援等	5-20	東三河水循環再生ﾌｫｰﾗﾑ	全域	・地域の水循環が、人の循環、暮らしの循環に展開していく道すじを考えるため、連続ﾌｫｰﾗﾑ方式で、東三河水循環再生ﾌｫｰﾗﾑを開催する。		○			○				◎	
		その他	5-21	環境影響評価制度の運用	全域	・大規模開発事業に係る環境配慮の取組促進。				○	○				◎	
	4川・里海づくり	啓発	5-22	環境保全活動に係る啓発活動	全域	・環境に関するｾﾐﾅｰを開催する。 ・小学校への訪問事業や野外体験事業を実施する。		○								◎
			5-23	三河湾浄化ﾌｪｱ	豊橋市	・水質浄化啓発事業の一環として、三河湾浄化ﾌｪｱを開催し、水環境改善へ向けた意識を啓発する。						○			○	◎
			5-24	梅田川ふれあいｸﾘｰﾝ作戦	梅田川	・水質浄化啓発事業の一環として、地域、民間企業及び市の協働により、梅田川の水質改善に向け、「梅田川ふれあいｸﾘｰﾝ作戦」を実施する。		○	○			○				◎
			5-25	環境学習講座の実施	豊川市	・夏休み期間中に小学校高学年を対象に参加者を募集し、市内を流れる豊川について体験を通じて学習する。 ・申し込みのあった小中学校等に出向き出前講座を実施する。						○	○		○	◎
			5-26	三河湾浄化店頭啓発	蒲郡市	・三河湾浄化推進協議会では、7月の第4水曜日を「三河湾浄化の日」、この日から1週間を「三河湾浄化週間」と定めており、三河湾浄化について店頭にて啓発する。			○			○				◎
			5-27	水道に関する環境学習(水道教室)の実施	新城市	・毎年6月の環境月間及び水道週間を機会に、環境学習の一環として市内小学校を対象とした水道講座や市内水道施設見学を実施する。						○			○	◎

機能	テーマ	小区分	番号	取組名	対象地域	取組内容	実施主体						テーマ区分			
							県民	民間団体	企業	国	県等	市町村	森	郷	まち	川・海
5取組活性化	4川・里海づくり	水情報の発信	5-28	水質情報の提供	全域	・公共用水域の水質調査結果等のﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞによる公開。				○	○	○				◎
			5-29	漁場環境保全対策(再掲)<漁場環境監視事業、赤潮・貝毒被害防止対策>	伊勢湾、三河湾	・漁場環境の実態調査を行う。 ・赤潮・苦潮の監視による漁場被害を防止する。 ・貝類の安全確保対策を実施する。					○					◎
			5-30	水情報の発信	豊川市	・水循環の必要性や水に関する情報共有化を促進するため、豊川商工会議所が毎月1日に市内新聞折込している月報「ﾒｾﾅ」に記事を掲載する。		○								◎
			5-31	水情報の提供	豊橋市	・水循環の必要性や水に関する情報共有化を促進するため、豊橋商工会議所が毎月1日に会員事業所等を対象に発行する会報誌「ﾆｭｰﾎﾞｲｽ」へ記事を掲載する。		○								◎
			5-32	水の供給情報の発信	豊川流域	・独立行政法人水資源機構からの水源情報の聞き取りを毎日行い、希望する土地改良区へ情報提供を行っている。		○								◎
			5-33	水辺環境ﾏｯﾌﾟ	全域	・水辺に関する意識高揚と水環境の保全のため、水辺環境ﾏｯﾌﾟを作成する。	○	○			○					◎
			5-34	希少種情報の提供	全域	・水生生物を含む県内希少野生動植物に係る情報をﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞで公開。					○		○	○	○	◎
			5-35	水辺協議会	豊川市	・河川等の関係団体が、活動報告、予定、情報交換を行う。						○			○	◎

機能	テーマ	小区分	番号	取組名	対象地域	実施主体						テーマ区分			
				取組内容		県民	民間団体	企業	国	県等	市町村	森	郷	まち	川・海
5取組活性化	4川・里海づくり	活動支援等	5-36	環境保全等を目的とするNPO法人の活動支援	支援するNPOの活動地域		○					○	○	○	◎
				・豊橋市内の河川環境、水辺環境、水源環境等の改善を図るため、朝倉川流域を中心に豊橋市全域の環境改善を図ることを目的とするNPO法人「朝倉川育水ﾌｫｰﾗﾑ」の活動を支援する。 ・豊川流域の水環境、森林環境の改善を図るため、東三河の森林保全、育成、再生等により循環型地域社会の実現を図ることを目的とするNPO法人「穂の国森づくりの会」の活動を支援する。											
		取組の見直し等	5-37	三河湾里海再生ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑの推進	三河湾					○					◎
				・三河湾は、本県にとって古くから様々な海の恵みをもたらせてくれる「里海」である。海域環境改善の効果的な取組を「三河湾里海再生ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ」として取りまとめ、人と海とが共生する里海再生を推進する。											